

「非常事態と憲法（国民保護法制を含む）:

諸外国の国民保護法制 とくにドイツの法制を中心に 」

衆議院憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会（2004年3月25日）

防衛大学校助教授 松浦 一夫

各国国民保護法制の概説

- 1 米 国
- 2 英 国
- 3 フランス
- 4 スイス
- 5 韓 国

ドイツ緊急事態法制における国民保護（市民保護）の位置づけ

1 基本法（憲法）上の市民保護の位置づけ

- ・基本法第 12a 条第 3 項 [兵役・代替役務に徴用されない防衛役務義務者の非軍事役務]
- ・第 17a 条第 2 項 [防衛に関する法律による移転の自由・住居不可侵の制限]
- ・第 73 条第 1 号 [防衛に関する連邦の専属的立法権限]
- ・第 80a 条第 1 項 [緊迫事態]
- ・第 87b 条第 2 項 [兵員補充制度・防衛関係法律の実施]

2 緊急事態対処の基礎にある「総合防衛」構想と市民保護の位置

・「総合防衛のための一般指針 総合防衛ガイドライン」(1989年1月10日)により NATO とドイツ国家機関、連邦機関と地方（州・市町村）機関、民間機関の相互関係の中で複雑な緊急事態対処法令を体系的に運用するための指針。

・「総合防衛」を構成する「軍事防衛」(国防省・連邦軍が担当する分野)と「非-軍事防衛」(軍事防衛以外の防衛関係分野)のなかで、「市民保護」は後者の一部を構成する。

市民保護法（1997年3月25日）

1 制定の経緯

- ・市民保護のための措置に関する第 1 法律（1957年10月9日）
- ・市民防護隊に関する法律（1965年8月12日）
- ・市民保護のための建築物の措置に関する法律（防護建築法）(1965年9月9日)
- ・市民の自己防護に関する法律（自己防護法）(1965年9月9日)

- ・災害防護の拡張に関する法律（1968年7月9日）
- ・市民保護に関する法律（1976年8月9日）
- ・市民保護の再編に関する法律（1997年3月25日）＝現行市民保護法

2 市民保護の具体的項目

- （1）自己防護
- （2）住民への警報
- （3）防護建築
- （4）滞在規制
- （5）市民保護における防災組織
- （6）健康保護措置
- （7）文化財保護措置

3 実施機関

（1）連邦市民保護・災害救助庁

- ・6つの部局から構成。（危機管理、市民保護・防災、最重要インフラ、災害医療、市民保護研究、市民保護教育）
- ・連邦・ラント合同通報・対策本部（GMLZ）、危機管理のためのデータバンクdeNIS、非常事態計画・市民保護アカデミー（AKNZ）もこの機関の下に置かれる。

（2）技術救助団（THW）

- ・災害救助の実働部隊。ボランティアを主力とする。
- ・国連の平和維持活動にも参加（シェラレオネに派遣）。アフガニスタンにも派遣中で、カブールで戦争で破壊された建物の復旧に当たる（警察学校の建物も新築、2002年8月に落成）。

4 民間団体との関係

- ・ドイツの災害救助体制は、連邦、ラント、市町村が消防や救助組織を含め、密接な連携をとりながら効果的協力を行っている。このシステムの基礎にあるのは、ボランティアの働きである。
- ・消防団の志願隊員、ドイツ赤十字社（DRK）、労働者サマリア人連盟（ASB）、ドイツ救命社（DLRG）、ヨハネ騎士修道会事故救助団（JUH）、マルタ騎士修道会救助団（MHD）等に所属するボランティア（名誉職的救助者）が国の災害救助体制を支える。また、連邦は、技術救助団に7万5000人の志願による救助員を受けいれている。

最近の動向

1 「市民保護の新戦略」

- ・ 2002年6月初旬の内務大臣会議において、「ドイツにおける住民保護の新戦略」を決定。
- ・ 「新戦略」に基づき、すでに以下のような措置が実行に移されている。

連邦市民保護・災害救助庁（BBK）の設置（上述）

連邦・ラント合同通報・対策本部（GMLZ）の設置

ドイツ緊急事態準備 情報システム（deNIS）

警報システム

連邦内務省の戦略的市民保護・防災顧問団の設置

2 テロと市民保護 航空保安法案

- ・ 9・11米国テロ事件のような民間航空機を無差別テロの「兵器」として利用する事態の回避を目的とする。
- ・ 法案は、空港管理者と航空会社による自己保安、乗客およびその荷物の検査、航空業務に携わる職員の信頼性審査の強化措置とともに、軍隊の出動に関する規定をおく。
- ・ 法案第14条は、考え得る対処措置の最も重度のものとして、航空機に対する武器使用を規定している。
- ・ すでに法案提出前（2003年10月1日）から、カルカー空軍基地に「国家空域保安状況・指揮センター」（NLFZ）設置、24時間体制で航空保安法案が想定する危険を監視。
- ・ 基本法第35条〔災害事態〕および第2条〔生命身体を害されない権利〕との関係で問題が指摘される。